



2022年2月14日

各 位

会 社 名 株式会社**パイロットコーポレーション**
代表者名 代表取締役社長 社長執行役員 伊藤 秀
(コード番号 7846 東証第1部)
問合せ先 執行役員 経営企画部長 小平 岳志
(TEL. 03 - 3538 - 3700)

監査等委員会設置会社への移行等に伴う定款一部変更に関するお知らせ

当社は、2021年12月24日に開示いたしましたとおり、監査等委員会設置会社に移行する方針であります。これに伴い、本日開催の取締役会において、2022年3月30日開催予定の第20期定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、監査等委員会設置会社への移行後の役員の異動につきましては、本日付の「監査等委員会設置会社移行後の役員の異動に関するお知らせ」にて別途開示しております。

記

1. 定款変更の目的

- (1) 当社は、取締役会は客観的な観点で業務執行を監督し、業務執行取締役・執行役員は迅速に責任ある意思決定を行う、という明確な役割分担を通じてコーポレートガバナンスの実効性を向上させるとともに、ステークホルダーの声を経営に活かし、持続的な成長と価値創造を可能にする経営基盤を構築する体制とすることを目的として、監査等委員会設置会社への移行を予定しております。これに伴い、監査等委員及び監査等委員会に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等、所要の変更を行うものです。
- (2) 令和元年の会社法改正により、株主総会参考書類等の電子提供措置が認められることとなりました。本年9月1日の「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行以降、振替株式発行会社(上場会社)には株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定款で定めることが義務付けられることとなりますが、これに備えるため所要の変更を行うものです。

2. 定款変更の要旨

- ① 監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員及び監査等委員会に関する規定の新設

並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等を行い、併せて社外監査役の責任限定の規定の削除に伴う経過措置として附則を設けるものといたします。

- ② 迅速な意思決定と機動的な業務執行の実現を目的として、重要な業務執行の決定を取締役に委任することができる旨の規定の新設いたします。
- ③ 監査等委員会設置会社への移行と併せて、取締役の職位及び役割の明確化を目的として、役付取締役に係る規定の変更を行います。
- ④ 「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が施行されることに伴い、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨の規定及び書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を新設し、株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定を削除するとともに、効力発生日等に関する附則を設けます。
- ⑤ その他全般について、条文の新設・削除に伴う条数の整備を行います。

3. 定款変更の内容

定款変更の内容と新旧対比表は以下のとおりです。

現行定款	変更案
第 1 章 総 則 第 4 条 (機 関) 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) 監査役 (3) 監査役会 (4) 会計監査人	第 1 章 総 則 第 4 条 (機 関) 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) <u>監査等委員会</u> (削 除) (3) 会計監査人
第 3 章 株主総会 第 14 条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) <u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u>	第 3 章 株主総会 第 14 条 (電子提供措置等) <u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u> <u>2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u>
第 4 章 取締役及び取締役会 第 17 条 (定 員) 当社の取締役は、 <u>15名以内</u> とする。 (新 設)	第 4 章 取締役及び取締役会 第 17 条 (定 員) 当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)は、12名以内とする。 <u>2 当社の監査等委員である取締役は、6名以内とする。</u>

現行定款	変更案
<p>第 18 条 (選任方法) 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>2 (条文省略) 3 (条文省略)</p>	<p>第 18 条 (選任方法) 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して</u>、株主総会において選任する。</p> <p>2 (現行どおり) 3 (現行どおり)</p>
<p>第 19 条 (任 期) 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p>第 19 条 (任 期) 取締役 (<u>監査等委員である取締役を除く。</u>) の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p><u>2 監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p><u>3 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p><u>4 会社法第 329 条第 3 項に基づき選任された補欠の監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、当該決議によって短縮されない限り、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p>
<p>第 20 条 (取締役会の招集) (条文省略)</p> <p>2 (条文省略)</p> <p>3 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要あるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>4 <u>取締役及び監査役</u>の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p>	<p>第 20 条 (取締役会の招集) (現行どおり)</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>3 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要あるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>4 <u>取締役</u>の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p>
<p>第 23 条 (代表取締役及び役付取締役) 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>2 取締役会は、その決議によって取締役社長 1 名 <u>並びに専務取締役及び常務取締役各若干名を定めることができる。また、必要に応じ取締役会長、取締役副社長及び取締役相談役を定めることができる。</u></p> <p>3 (条文省略)</p>	<p>第 23 条 (代表取締役及び役付取締役) 取締役会は、その決議によって<u>取締役 (監査等委員であるものを除く。)</u>の中から代表取締役を選定する。</p> <p>2 取締役会は、その決議によって<u>取締役 (監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から取締役社長 1 名を定めることができる。</p> <p>3 (現行どおり)</p>

現行定款	変更案
(新 設)	<p><u>第 25 条 (重要な業務執行の決定の委任)</u> <u>当社は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行 (同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。) の決定を取締役に委任することができる。</u></p>
<p><u>第 25 条 (報酬等)</u> <u>取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益 (以下、「報酬等」という。) は、株主総会の決議によって定める。</u></p>	<p><u>第 26 条 (報酬等)</u> <u>取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u></u></p>
<p><u>第 26 条 (社外取締役の責任限定)</u> (条文省略)</p>	<p><u>第 27 条 (社外取締役の責任限定)</u> (現行どおり)</p>
<p><u>第 5 章 監査役及び監査役会</u> <u>第 27 条 (定 員)</u> <u>当会社の監査役は、4 名以内とする。</u></p>	<p><u>第 5 章 監査等委員会</u> (削 除)</p>
<p><u>第 28 条 (選任方法)</u> <u>監査役は、株主総会において選任する。</u> <u>2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p>	(削 除)
<p><u>第 29 条 (任 期)</u> <u>監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> <u>2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p>	(削 除)
<p><u>第 30 条 (監査役会の招集)</u> <u>監査役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要あるときは、この期間を短縮することができる。</u> <u>2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u></p>	<p><u>第 28 条 (監査等委員会の招集)</u> <u>監査等委員会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要あるときは、この期間を短縮することができる。</u> <u>2 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p>
<p><u>第 31 条 (監査役会の権限)</u> <u>監査役会は、法令又は本定款が特に定める事項のほか<u>監査役</u>の職務執行に関する事項を決定する。</u> <u>2 前項の決定は、監査役の権限の行使を妨げない。</u></p>	<p><u>第 29 条 (監査等委員会の権限)</u> <u>監査等委員会は、法令又は本定款が特に定める事項のほか<u>監査等委員</u>の職務執行に関する事項を決定する。</u> (削 除)</p>

現行定款	変更案
<p>第 32 条 (常勤監査役) <u>監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p>	<p>第 30 条 (常勤の監査等委員) <u>監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p>
<p>第 33 条 (監査役会規則) <u>監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。</u></p>	<p>第 31 条 (監査等委員会規則) <u>監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。</u></p>
<p>第 34 条 (報酬等) <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p>第 35 条 (社外監査役の責任限定) <u>当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p>第 36 条 ~ 第 41 条 (条文省略)</p>	<p>第 32 条 ~ 第 37 条 (現行どおり)</p>
<p>(新 設)</p>	<p>附則 第 1 条 (社外監査役の責任限定契約に関する経過措置) <u>第 20 期定時株主総会終結前の社外監査役(社外監査役であった者を含む。)の行為に関する会社法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第 35 条の定めるところによる。</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p>第 2 条 (電子提供措置等に関する経過措置) <u>現行定款第 14 条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除及び変更定款第 14 条(電子提供措置等)は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第 70 号)附則第 1 条ただし書きに規定する改正規定の施行の日(以下、「施行日」という。)から効力を生ずるものとする。</u> <u>2 前項の規定にかかわらず、施行日から 6 か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第 14 条はなお効力を有する。</u> <u>3 本条の規定は、施行日から 6 か月を経過した日又は前項の株主総会の日から 3 か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

4. 定款変更の日程

定款変更に係る取締役会決議	2022年2月14日（本日）
定款変更のための株主総会開催日	2022年3月30日（予定）

5. その他

本定款変更の効力は、2022年3月30日開催予定の当社第20期定時株主総会において、定款変更議案が原案どおり承認可決され、総会の終結の時をもって発生いたします。

以 上